平成２７年（フ）第８２１号
大阪府守口市梶町１丁目35番６－202号、前住所大阪府守口市金田町５丁目15番２号
債務者　岩崎　範良
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８２７号
大阪府枚方市中宮山戸町19番28―203号
債務者　井上真希子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３０号
大阪府東大阪市太平寺２丁目４番１号
債務者　澤田美代子（旧姓川中）
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８号
函館市山の手２丁目56番７号
債務者　菊地　文恵
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第４号
北海道標津郡中標津町西四条南３丁目２番地２　宮下団地74―１Ｂ－９
債務者　木下　　亨
法定代理人成年後見人　社会福祉法人中標津町社会福祉協議会
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第１２８号
名古屋市港区泰明町３丁目１番地の１　泰明荘６棟308号
債務者　篠原信一郎
1　決定年月日時　平成27年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３３５号
愛知県西尾市花ノ木町４丁目52番地１
債務者　杉浦美津子
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１９４号
さいたま市南区曲本４丁目10番９―206号
債務者　高柳　光徳
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
岡山県倉敷市水島南瑞穂町10番７号
債務者　城ヶ崎勇太
1　決定年月日時　平成27年３月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
山形県酒田市東泉町２丁目２番地の11　シティフジＢ号、前住所山形県酒田市東泉町１丁目３番地の５　Ｂ号
債務者　佐藤美沙恵
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第２３号
群馬県高崎市新町3238番地７
債務者　松村　　孝
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２６号
相模原市南区古淵３丁目18番12―402号
債務者　渥美　俊之
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３６号
相模原市南区若松５丁目６番11号　トワイライト101号
債務者　大野徳之助
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第２７号
静岡県伊東市川奈1254番地の450
債務者　遠藤　信康
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第２８号
静岡県伊東市川奈1254番地の450
債務者　遠藤　貴枝
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目２番10―503号
債務者　金井　仁孝
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１０４号
大阪府柏原市旭ケ丘２丁目14番27―204号サンウォークⅡ、前住所大阪府柏原市大字青谷129番地の17
債務者　淺野　祥男
1　決定年月日時　平成27年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係